

7・3 STCW 条約

7・3・1 極海コード(Polar Code)について

極海コード(Polar Code)を受けた改正 STCW 条約が 2018 年 7 月 1 日に発効した。これに伴い、船員法及び船員法施行規則の改正を受け「特定海域運航責任者資格」が新たに設けられ、本改正に関して会員周知を行った。

尚、海技大学校では船長及び航海士を対象にした「極水域を運航する船舶向け基本訓練」が開講された。上級訓練については氷海水先人等乗船時には要求されないことから、今後、業界のニーズを踏まえ検討されている。

7・3・2 疲労の軽減及び管理に関するガイダンス

2018 年7月に開催された HTW 5 に参画し、「疲労の軽減及び管理に関するガイダンス」について船員の疲労回避のための強制化を主張する国もあったが、運用上支障をきたさないよう強制要件を取り外し継続案件とした。

7・3・3 船舶保安従事者関連訓練修了証の発給管理について

STCW 第 6 章に定める訓練等の適切な管理の一環として、国交省は 2019 年 1 月 29 日、船舶保安従事者その他の乗組員(船舶保安管理者を除く。)に対する教育訓練の内容及び当該教育訓練修了証について発給簿の四半期毎の提出などを義務付けた。当協会では、会員船社に対し周知し、問い合わせ等に対応した。